

## 従業員への食事支給に関する税務

回答者：税理士法人 山田&パートナーズ 山城 賢佑

(単位：円)

食事の 価額	会社 負担	従業員 負担	課税/ 非課税	課税額
5,000	2,500	2,500	非課税	課税なし
5,000	3,000	2,000	課税	5,000-2,000 =3,000
8,000	4,000	4,000	課税	8,000-4,000 =4,000

※会社の負担額が3,500円/月以下であるかどうかは、食事代から消費税額等を除いて判定することになります。なお、上記金額には消費税額等は含まれていません。

**Q** 弊社は、経営戦略の一環として従業員の福利厚生制度を充実させることにより、従業員の勤労意欲を向上させ、来期の目標利益を達成することを考えています。そこで、従業員へ食事の支給を企画・提案しておりますが、弊社には食堂施設がないため外部の食堂を利用することを考えています。下記の方法による食事支給の税務に関して教えていただけますでしょうか。

(1) 毎月初、金額の記載がある食券を一定額まで交付しておき、給与日に月中に使用した食券の半額以上の金額を一括して徴収する場合

- ①〔食券支給および使用額〕5,000円(税抜)  
〔従業員負担額〕2,500円(税抜)
- ②〔食券支給および使用額〕8,000円(税抜)  
〔従業員負担額〕4,000円(税抜)

(2) 従業員が外部の食堂へ直接昼食代を支払い、給与日に月中に使用した昼食代明細書に基づき半額以上の金額を一括して精算(現金支給)する場合

**A** 食券等(現物)の支給による昼食代の支給は、原則、給与所得として課税されますが、一定の要件を充足した場合には、福利厚生費として取り扱います。

### 1 原則、給与所得として課税

昼食代は、従業員が給与所得の範囲内で負担すべきものであるため、会社はその昼食代を何らかの形態により支給した場合は、従業員が経済的利益を受けることから、給与所得として課税されます。その場合には、給与所得として源泉徴収を行う必要があります。

### 2 福利厚生費として性格

ただし、会社から支給される食事代相当額は、福利厚生の性格もあることから、次の2つを充足する場合には、経済的利益はなかったものと取り扱われます。下記要件を満たしていなければ、食事の価額から従業員負担額を差し引いた金額が給与として課税されます。

- ①従業員が食事の価額の半額以上を負担していること。
- ②会社が負担した金額は従業員1人あたり3,500円/月(税抜)以下であること。

### 3 食事の価額

会社が従業員に支給する食事については、次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に掲げる金額になります。

- ①会社が調理して支給する食事(食堂)  
その食事の材料等に要する直接費の額に相当する金額
- ②会社が購入して支給する食事(弁当等)  
その食事の購入価額に相当する金額

### 4 現金で食事代を支給する場合

現金での食事代の支給は、深夜勤務者(22時~翌5時)への夜食の支給が困難なために1食あたり300円(税抜)以下の金額を支給する場合を除き、支給する現金の全額が給与として課税されます。

### 5 ご質問の回答

#### (1) 食券を交付する場合

食券を交付して行う食事の支給は、毎月、従業員が半額以上負担している、かつ、会社負担額3,500円以下(税抜)であれば福利厚生費として取り扱われます。

- ①の場合：従業員負担が半額以上であり、かつ、会社負担額が3,500円以下のため、会社負担額2,500円は、福利厚生費として取り扱います。
- ②の場合：従業員負担が4,000円と半額以上を負担していますが、会社負担額は4,000円(8,000円-4,000円)で月3,500円以上を負担しているため、会社負担額は従業員への給与として取り扱い、その月の給与として源泉徴収を行う必要があります。

#### (2) 毎月末日に給与で精算(現金支給)する場合

深夜勤務者(22時~翌5時)以外への食事代の現金支給は、給与所得として課税されるため、その月の給与として源泉徴収を行う必要があります。